

鹿児島県トラック協会は、営業用トラックによる重大事故が発生したことから、交通事故防止対策を講じることにいたしましたので、会員事業所においては、下記の取組みをお願いします。

会員事業所における交通事故防止対策について

1. 交通安全宣言の実施

朝礼や安全講習会など従業員が集まる機会に実施

2. 従業員教育の実施

従業員へ交通安全に特化した社内研修を実施

実施時期：12月～3月

3. 「注意喚起シール」の車両への貼付

協会が配付した「注意喚起シール」（夜間上向き点灯、歩行者に注意）を車両に貼付

4. のぼり旗やポスターの掲示

（1）のぼり旗の掲揚

協会が配付した「交通安全運動実施中」ののぼり旗を掲揚する。

- ・ のぼり旗掲揚期間：12月10日～4月15日

※年末・年始の交通事故防止運動

令和元年12月10日～令和2年1月10日（1か月間）

春の全国交通安全運動 令和2年4月6日～4月15日（10日間）

- ・ 営業所、車庫の出入口等に掲揚してください。
- ・ 汚損や不足の場合は、協会へご連絡ください。

（2）交通安全ポスターの掲示

協会が配付する「春の交通安全運動」ポスターを掲示する。

- ・ 春の全国交通安全運動期間：令和2年4月6日～4月15日
- ・ 事務所、休憩室等に掲示してください。